

緑と水辺の基金充当事業実施要領

(趣 旨)

第1条 この要領は、緑と水辺の基金条例（昭和59年千葉市条例第26号。以下「条例」という。）第6条の規定に基づき、基金を充当する事業の実施に関し、必要な事項を定めるものとする。

(充当事業の決定)

第2条 緑政課は、予算成立後、「緑と水辺の基金運営委員会」の決議により、基金の充当事業及び充当予定額を決定するものとする。

(通 知)

第3条 緑政課は、基金の充当事業を所管する課に充当事業名、充当予定金額を通知するものとする。

(報 告)

第4条 充当事業を所管する課は、緑政課に事業の完了後、事業実績報告書（別記様式）を提出するものとする。

(充当額の決定)

第5条 緑政課は、実績報告書に基づき、充当金額を決定するものとする。

2 事業執行額が充当予定額よりも少額の場合は、事業執行額を限度とし、10,000円未満を切り捨てた額とする。

(基金の普及、広報)

第6条 充当事業を所管する課は、事業を実施するにあたり、基金充当事業である旨を明示し、普及広報を行うものとする。

2 充当事業を所管する課は、事業実績報告書に普及広報実施状況を記載し、緑政課に報告するものとする。

附則

この要領は、平成16年3月1日から、施行する。

附則

この要領は、令和3年4月1日から、施行する。

(別記様式)

年 月 日

緑政課長様

課長

緑と水辺の基金実績報告書

1. 充当事業執行額

事業名(施設名)	当初予算(千円)	執行額(千円)	増減理由	(緑政課使用欄)

2. 基金の普及広報方法

(1) 明示場所

(2) 明示内容

年 月 日

部 課長 様

公園緑地部緑政課長

緑と水辺の基金充当事業通知

年度「緑と水辺の基金」充当予定事業が決定しましたので、下記のとおり通知します。

記

基金充当予定額

事業名(施設名)	当初予算額(千円)	基金充当予定額(千円)

- 1 別添「緑と水辺の基金充当事業実施要領」に基づき実施してください。
- 2 基金充当事業以外の事業へは充当できません。
- 3 事業終了後、事業実績報告書を提出してください。

緑政課 緑と花の推進室
TEL 043-245-5753
内線 6425